

# 幼稚園・保育所の現行の基準適合状況 (設備関係)

平成24年度幼稚園・保育所等の経営実態調査(速報版)

平成25年8月29日

# (1) 保育室・遊戯室の数

## ➤ 保育所のうち、幼稚園基準を満たすものは約94%。

※保育所には、学級に相当する概念が無いいため、満3歳以上児童を対象とした「仮の学級数」を算出し、幼稚園基準の適合状況を推計

	幼稚園基準	保育所基準
現行の基準内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員室、保育室、遊戯室、保健室(※)、便所は必置。 ※保健室は学校保健安全法により必置。</li> <li>○ ただし、特別な事情があるときは、保育室と遊戯室、職員室と保健室の兼用可。</li> <li>○ 保育室の数は学級数を下ってはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 満2歳未満の乳幼児を入所させる場合、乳児室又はほふく室は必置。医務室、便所は原則設置。</li> <li>○ 満2歳以上の幼児を入所させる場合、保育室又は遊戯室は必置。便所は原則設置。</li> </ul>
既存の相互の施設における基準適合状況(経営実態調査)	<p>《保育所の状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育室・遊戯室の数: 幼稚園基準を満たす施設は93.7%</li> </ul> <p>※保育所には、学級に相当する概念が無いため、満3歳以上児童を対象とした「仮の学級数」を算出し、幼稚園基準の適合状況を推計。 (4歳以上児は30人、3歳児は20人で1学級として計算。以下同じ。)</p>	<p>《幼稚園の状況》</p>
備考 (既存施設が現行の幼保連携型認定こども園に移行する場合の幼稚園・保育所の基準の特例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正な運営が確保された既設の保育所と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置、移転する場合は、職員室として必要とされる機能が適切に担えるときは兼用可。</li> </ul>	

## (2) 園舎・保育室等の面積

### 【園舎全体の面積】

➤ 保育所のうち、幼稚園基準を満たすものは約77%。

※保育所には、学級に相当する概念が無いため、満3歳以上児童を対象とした「仮の学級数」を算出し、幼稚園基準の適合状況を推計

### 【園児1人当たりの保育室・遊戯室の面積】

➤ 幼稚園のうち、保育所基準を満たすものは約95%。

	幼稚園基準	保育所基準
現行の基準内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学級数に応じた、園舎全体の面積基準</li> <li>・1学級:180㎡</li> <li>・2学級:320㎡</li> <li>・3学級以上:1学級につき100㎡増</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居室の種類に応じ、入所者1人当たりの面積基準</li> <li>・乳児室:1人につき1.65㎡以上</li> <li>・ほふく室:1人につき3.3㎡以上</li> <li>・保育室又は遊戯室:1人につき1.98㎡以上</li> </ul>
既存の相互の施設における基準適合状況 (経営実態調査)	<p>《保育所の状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 園舎全体の面積: 幼稚園基準を満たす施設は77.4%</li> </ul> <p>※保育所には、学級に相当する概念が無いため、満3歳以上児童を対象とした「仮の学級数」を算出し、幼稚園基準の適合状況を推計。</p>	<p>《幼稚園の状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 園児1人当たりの保育室・遊戯室の面積: 保育所基準を満たす施設は95.3%</li> </ul>
備考 (既存施設が現行の幼保連携型認定こども園に移行する場合の幼稚園・保育所の基準の特例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な運営が確保された既設の保育所と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置、移転する場合は、満3歳以上の子どもの保育室又は遊戯室の面積について、当該子ども1人につき1.98㎡以上であれば可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な運営が確保された既設の幼稚園と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置、移転する場合は、満3歳以上の幼児の保育室又は遊戯室について、幼稚園の園舎の面積基準を満たしていれば可。</li> </ul>

### (3) 保育室等の設置階及び耐火の状況等

- 幼稚園のうち、2階に保育室等を設置する施設は約59%あり、そのうち、
  - ・ 階段や待避用設備等に係る保育所基準を満たす施設は約85%。
  - ・ 耐火に係る保育所基準を満たす施設は約94%。
- 保育所のうち、2階に保育室等を設置する施設は約52%あり、そのうち、
  - ・ 耐火に係る幼稚園基準を満たす施設は約90%。
- 保育所のうち、3階以上に保育室等を設置する施設は約5%。

	幼稚園基準	保育所基準
<p>現行の基準内容</p>	<p>○ 園舎は2階建て以下が原則。(特別な事情がある場合は3階建て以上も可。)</p> <p>○ 2階建て以上とする場合、保育室、遊戯室、便所は1階に設置。(ただし、園舎が耐火建築物で待避上必要な施設を備える場合は、2階に設置可。)</p>	<p>○ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」)の3階以上の設置可。</p> <p>○ 保育室等を2階以上に置く場合は、階段や待避用設備等について建築基準関係法令の上乗せの耐火・防火の基準を満たすことが原則。</p> <p>〈待避用設備〉</p> <p>①建築基準法施行令に規定する屋内の避難階段、②待避上有効なバルコニー、③準耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備、屋外階段</p>
<p>既存の相互の施設における基準適合状況 (経営実態調査)</p>	<p>《保育所の状況》</p> <p>○ 保育室等の設置最上階の状況は次のとおり。 1階 43.0%、2階 52.2%、3階以上 4.9%。</p> <p>○ 保育室等を2階に設置する施設のうち、耐火に係る幼稚園基準を満たす施設は89.5%※</p> <p>※ 調査において、耐火の状況が「わからない」と回答したものを除いて集計した数値</p> <p>(参考)</p> <p>※「わからない」を除かない場合、幼稚園基準を満たすものは69.6%</p>	<p>《幼稚園の状況》</p> <p>○ 保育室等の設置最上階の状況は次のとおり。 1階 41.3%、2階 58.7%</p> <p>○ 保育室等を2階に設置する施設のうち、①屋内階段・屋外階段、②待避用設備、③転落事故防止設備の全てを設置している施設は84.9%。設備毎の基準適合状況は次のとおり。 ①屋内階段・屋外階段 100%、②待避用設備 97.7%、③転落事故防止設備 89.2%。</p> <p>○ 保育室等を2階に設置する施設のうち、耐火に係る保育所基準を満たす施設は93.9%※</p> <p>※ 調査において、耐火の状況が「わからない」と回答したものを除いて集計した数値</p> <p>(参考)</p> <p>※「わからない」を除かない場合、保育所基準を満たすものは75.5%</p>
<p>備考 (既存施設が現行の幼保連携型認定こども園に移行する場合の幼稚園・保育所の基準の特例)</p>	<p>・ 適正な運営が確保された既設の保育所と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置、移転する場合は、保育所の基準を満たしていれば、3階以上に保育室等を設置可、準耐火建築物でも2階に保育室等を設置可。</p>	<p>※「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において、認可保育所設置基準における避難用の屋外階段設置(保育室が4階以上の場合)について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲や代替手段について平成25年度中に検討し、結論を得ることとされている。</p>

#### (4) 運動場・屋外遊戯場の設置及び設置場所等

➤ 保育所のうち、幼稚園基準を満たすものは約99%。

	幼稚園基準	保育所基準
現行の基準内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運動場は必置。</li> <li>○ 園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることが原則。</li> <li>○ 屋上を運動場とすることは不可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 満2歳以上の幼児を入所させる場合には、屋外遊戯場は原則設置(付近の公園等適当な場所への代替可)。</li> <li>○ 土地の確保が困難等の事情がある場合は、必要な面積があり、日常的に使用できる距離にあり、利用時・移動時の安全が確保されていれば、屋外遊戯場に代わるべき場所は保育所と隣接する必要はない。</li> <li>○ 耐火建築物については、用地不足の場合は、一定の条件下、屋上を屋外遊戯場とすることも可。</li> </ul>
既存の相互の施設における基準適合状況 (経営実態調査)	<p>《保育所の状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運動場の設置に係る幼稚園基準を満たす施設は99.1%。 (屋外遊戯場の設置状況の詳細) <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内のみ:93.2%</li> <li>・隣接地のみ、敷地内と隣接地:3.6%</li> <li>・敷地内と代替地、敷地内と隣接地と代替地、隣接地と代替地:2.3%</li> <li>・代替地のみ:0.9%</li> </ul> </li> <li>○ 屋上を利用する施設は17.4%。</li> </ul>	<p>《幼稚園の状況》</p>
備考 (既存施設が現行の幼保連携型認定こども園に移行する場合の幼稚園・保育所の基準の特例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正な運営が確保された既設の保育所と幼保連携施設を構成するよう幼稚園または保育所を新たに設置、移転する場合は、認定こども園と同じ基準により、適当な場所への代替可。 (認定こども園の基準) <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外遊戯場は原則設置。(①安全の確保、②日常的な利用時間の確保、③教育及び保育の適切な提供、④一定の面積の全ての要件を満たせば、付近の適当な場所への代替可。)</li> </ul> </li> <li>・ 適正な運営が確保された既設の保育所と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置、移転する場合は、保育所と同じ基準により、用地不足の場合に屋上を運動場とすることも可。</li> </ul>	

## (5) 運動場・屋外遊戯場の面積

- 幼稚園のうち、保育所基準を満たすものは約93%
- 保育所のうち、幼稚園基準を満たすものは約66%。

※保育所には、学級に相当する概念が無いいため、満3歳以上児童を対象とした「仮の学級数」を算出し、幼稚園基準の適合状況を推計

	幼稚園基準	保育所基準
現行の基準内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学級数に応じた面積基準を規定。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・1学級: 330㎡</li> <li>・2学級: 360㎡</li> <li>・3学級: 400㎡</li> <li>・4学級以上: 1学級につき80㎡増</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入所者1人当たりの面積基準を規定。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上</li> </ul> </li> </ul>
既存の相互の施設における基準適合状況(経営実態調査)	<p>《保育所の状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学級数に応じた面積 幼稚園基準を満たす施設は全体で65. 6% (詳細)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「敷地内もしくは隣接地」のみに屋外遊戯場を設置している(代替地を設置していない)施設は、65. 1%</li> <li>・「敷地内もしくは隣接地」に屋外遊戯場を設置し、「代替地」も利用している施設は、0. 5%</li> </ul> </li> </ul> <p>※保育所には、学級に相当する概念が無いいため、満3歳以上児童を対象とした「仮の学級数」を算出し、幼稚園基準の適合状況を推計。</p>	<p>《幼稚園の状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 園児1人当たりの面積 保育所基準を満たす施設は92. 7%</li> </ul>
備考 (既存施設が現行の幼保連携型認定こども園に移行する場合の幼稚園・保育所の基準の特例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正な運営が確保された既設の保育所と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置、移転する場合は、保育所と同じ基準により、1人につき3.3㎡以上であれば可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正な運営が確保された既設の幼稚園と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置、移転する場合は、幼稚園の基準による運動場の面積と満2歳の幼児に係る保育所の基準による屋外遊戯場の面積の合計以上であれば可。</li> </ul>

## (6) 調理室の設置

- 幼稚園のうち、給食の実施状況は、
  - ①全て自園調理している施設は13%、②一部外部搬入している施設は6%、
  - ③全て外部搬入している施設は48%、④実施していない施設は33%。
- 自園調理をしている施設又は一部外部搬入している施設(上記①又は②)のうち、
  - ・独立した調理室がある施設は82%
- 全て外部搬入している施設(上記③)のうち、
  - ・独立した調理室がある施設は12%
  - ・独立した調理室はないが、加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えた施設は67%

	幼稚園基準	保育所基準
現行の基準内容	○ 給食施設を備えるよう努める。	○ 調理室は必置。(耐火上の上乗せ基準あり。) ○ 満3歳以上の幼児について給食の外部搬入を実施する場合は、なお施設内で行うことが必要な加熱、保存、配膳等の調理機能を有する設備を備えた調理室で可。
既存の相互の施設における基準適合状況 (経営実態調査)	《保育所の状況》	《幼稚園の状況》 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給食の実施状況は、               <ul style="list-style-type: none"> <li>①全て自園調理 13.2%、②一部外部搬入 6.2%</li> <li>③全て外部搬入 47.6%、④実施していない 32.9%。</li> </ul> </li> <li>○ 自園調理をしている施設又は一部外部搬入している施設(上記①又は②)のうち、               <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立した調理室がある施設は82.4%。</li> </ul> </li> <li>○ 全て外部搬入している施設(上記③)のうち、               <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立した調理室がある施設は11.9%。</li> <li>・独立した調理室はないが、加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えた施設は67.0%。</li> </ul> </li> </ul>
備考 (既存施設が現行の幼保連携型認定こども園に移行する場合の幼稚園・保育所の基準の特例)	なし	なし

## 平成24年度幼稚園・保育所等の経営実態調査

### ○調査の概要

施設型給付の単価の設定や、新たな幼保連携型認定こども園の設置基準の策定のための検討材料とするため、文部科学省と厚生労働省が共同で、現行制度の幼稚園、保育所、認定こども園における経営実態や施設・設備の状況等について調査を行うもの。

### ○調査対象施設

全国の幼稚園・保育所のうち1／3の施設（地域区分別・定員規模別に層化無作為抽出）

※ 認定こども園となっているものを含む

### ○調査時期

平成25年2月時点

### ○調査委託先

みずほ情報総研株式会社

### ○主な調査項目（認可基準に関連するもの）

- ・ 職種ごとの職員の配置状況
- ・ 園舎や保育室等の状況
- ・ 運動場（屋外遊戯場）の設置状況
- ・ 幼稚園における調理施設・設備の設置状況
- ・ 建築基準法等の要件への適合状況

※ 幼稚園には保育所の要件への適合状況、保育所には幼稚園の要件への適合状況を確認